

大磯町町税条例の一部を改正する条例

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「第2章」の次に「（第7条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第13条を除く。）」を加える。

附則に次の2項を加える。

（平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の特例）

21 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税の均等割の税率は、第9条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

（固定資産税の課税標準の特例）

22 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第45条第1項の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

（大磯町行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

2 改正後の大磯町町税条例（以下「新条例」という。）第45条第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の大磯町町税条例第45条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

3 新条例附則第22項の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

平成24年12月3日提出

大磯町長 中 崎 久 雄